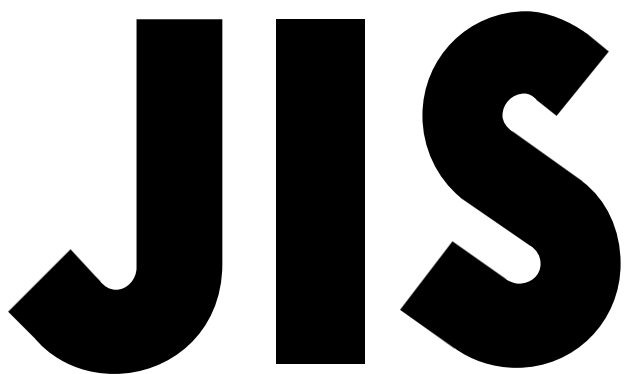




電気音響－音響校正器

JIS C 1515 : 2020

(IEC 60942 : 2017)

(INCE/J /JSA)

令和 2 年 1 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	大 崎 博 之	東京大学
(委員)	青 柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	伊 藤 智	一般社団法人情報処理学会情報規格調査会 (国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)
	岩 渕 幸 吾	一般社団法人電子情報技術産業協会
	内 田 富 雄	一般財団法人日本規格協会
	江 崎 正	IEC/SMB 日本代表委員 (ソニー株式会社)
	住 谷 淳 吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	高 村 里 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	田 中 一 彦	一般社団法人日本電機工業会
	橋 爪 弘	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	平 田 真 幸	IEC/CAB 日本代表委員 (富士ゼロックス株式会社)
	藤 原 昇	一般社団法人電気学会
	水 本 哲 弥	東京工業大学
	山 根 香 織	主婦連合会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 3.12.1 改正：令和 2.1.20

官 報 掲 載 日：令和 2.1.20

原 案 作 成 者：公益社団法人日本騒音制御工学会

(〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-12-6 麹町グリーンビル TEL 03-5213-9797)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお，日本産業規格は，産業標準化法の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	3
4 基準環境条件	5
5 要求事項	5
5.1 一般事項	5
5.2 アダプタ	7
5.3 音圧レベル	7
5.4 周波数	8
5.5 静圧、周囲温度及び湿度の影響	9
5.6 全ひずみ及び雑音	10
5.7 電源	10
5.8 マイクロホンの仕様及び校正	10
5.9 電磁両立性	11
6 機器への表記及び添付文書	12
6.1 音響校正器への表記	12
6.2 クラス LS の音響校正器の個別校正票	13
6.3 取扱説明書	13
附属書 A（規定）型式評価試験	15
附属書 B（規定）定期試験	29
附属書 C（規定）型式評価試験の報告書	34
附属書 D（参考）許容区間及び受容区間と測定の不確かさの最大許容値との関係	36
附属書 E（参考）この規格の仕様に対する適合性評価の例	37
解 説	40

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人日本騒音制御工学会（INCE/J）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 1515:2004** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

電気音響—音響校正器

Electroacoustics—Sound calibrators

序文

この規格は、2017年に第4版として発行された IEC 60942 を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、音響校正器の三つのクラス、クラス LS (実験室用標準)、クラス 1 及びクラス 2 の性能要求事項について規定する。受容限度値は、クラス LS が最も小さく、クラス 2 が最も大きい。クラス LS は、通常、実験室内でだけ使用する音響校正器に適用し、クラス 1 及びクラス 2 は、現場で使用する音響校正器に適用する。クラス 1 の音響校正器は、JIS C 1509-1 に規定するクラス 1 のサウンドレベルメータとともに用い、クラス 2 の音響校正器は、JIS C 1509-1 に規定するクラス 2 のサウンドレベルメータとともに用いる。

クラス LS、クラス 1 又はクラス 2 の音響校正器について、この規格への適合性を評価する場合には、次のマイクロホンの使用を前提として、この規格の受容限度値を規定する。

- クラス LS の場合は、IEC 61094-1:2000 に規定する標準マイクロホン
- クラス 1 又はクラス 2 の場合は、IEC 61094-4:1995 に規定する計測用マイクロホン

音響校正器の試験の一貫性とその使いやすさを促進するために、この規格には、附属書 A～附属書 E を含んでいる。

サウンドレベルメータ全体の感度を調整するために用いられることがある、等価自由音場音圧レベル又は等価ランダム入射 (拡散音場) 音圧レベルについての要求事項は、この規格では規定しない。

音響校正器は、トーンバーストを発生させるような、他の機能を内蔵してもよい。このような他の機能についての要求事項は、この規格では規定しない。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60942:2017, Electroacoustics—Sound calibrators (IDT)

なお、対応の程度を表す記号 “IDT” は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“一致している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版 (追補を含む。) は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版 (追補を含む。) を適用する。